奈良県告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年二月八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　解除予定保安林の所在場所　吉野郡十津川村大字内野四五〇の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため